

歌志内市議会会議録

第3日目（平成28年9月9日）

（午前 9時53分 開議）

開 議 宣 告

○議長（川野敏夫君） おはようございます。

ただいま出席している議員は7名であります。定足数を満たしておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（川野敏夫君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第84条の規定により、会議録署名議員に1番湯浅礼子さん、7番女鹿聡さんを指名いたします。

諸 般 報 告

○議長（川野敏夫君） 日程第2 諸般報告であります。

事務局長に報告させます。

中嶋議会事務局長。

○議会事務局長（中嶋孝君） 報告いたします。

本日付議されます議案は、湯浅議員外からの意見書案9件であります。

また、本日の議事日程については、別紙配付してあります議事日程表のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。本日は全員の出席であります。

以上で、報告を終わります。

○議長（川野敏夫君） 特段の発言はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） ないようですので、諸般報告を終わります。

一 般 質 問

○議長（川野敏夫君） 日程第3 昨日に引き続き、一般質問を行います。

順次、発言を許します。

質問順序5、議席番号5番、谷秀紀さん。

一つ、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第34号）の内容と、退職者の再任用の構築と運用の件について。

一つ、障害者の雇用対策について。

以上、2件について。

谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） 改めて、おはようございます。

まず、冒頭に先月の大雨により被害に遭われました住民の皆さんにお見舞いを申し上げますとともに、1日でも早い復旧の御祈念を申し上げたいと思います。

それでは質問に入りたいと思います。

件名1、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第34号）の内容と、退職者の再任用の構築と運用の件について。

平成26年法律第34号は、平成26年5月14日に公布されておりますが、これは、人事評価制度の導入等により能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図るとともに、再就

職者による依頼等の規制の導入により退職管理の適正を確保するための所要の措置を講ずることを、その内容とするものとされております。また、施行には遺漏のないよう格別の配慮をなささいということになっております。そこで、次の質問をいたします。

①当市として、この法律の趣旨をどのように捉えているか、所見を伺いたいと思います。

②この法律の内容について具体的に示していただきたいと思います。

③特に、人事評価制度の部分については、当市の考え方も含め明確な答弁を伺いたいと思います。

④この法律の内容にかかわる件についての条例等については、どのようになっているのか、伺いたいと思います。

次に、退職職員の再任用制度は、平成13年度から始まりました公的年金の基礎年金相当部分の支給開始年齢が65歳へ段階的に引き上げられ、さらに、平成25年度以降は公的年金の報酬比例部分の支給開始年齢も段階的に60歳から65歳へと引き上げられることに対応するために同年度に60歳定年後の継続勤務のための任用制度として施行され、現在は当市も含め他市町の職員がこの再任用制度を利用されているところであります。

そこで、次の質問をいたします。

①市町村における再任用制度の構築・運用に関する検討会の報告書について御承知かどうか伺います。

②当市の再任用についての諸条件の内容について具体的に示してください。特に職位等についても明確に示してください。

次に、件名2、障害者の雇用対策についてでございます。

障害者の雇用促進等に関する法律が平成17年に改正されましたが、11年有余になりましたが、就業機会の拡大を通じて障害者の職業的自立を図ることがより強く求められております。そこで、障害者の本市の就業等にかかわることについてお伺いをいたします。

①当市の障害者の実数についてであります。本年の3月末現在で、精神障害者保健福祉手帳を保持する方も平成17年の改正で法定雇用率に算定されることになっておりますが、そのような方も含めて、本市には障害者が何名おり、そのうち、就業している方、就業を希望していながら職につけない方が何名いるのか、そうした実態についてお伺いをいたします。

②障害者の雇用の促進等に関する法律では、国及び地方公共団体の義務として法定雇用率が平成25年4月から2.3%と定められておりますが、当市はこの率に達しているかどうか、当市が障害者を何名採用しているかの問題でありますので、法定雇用率に達しているかどうかを伺います。

③市内の企業関係に対する指導の問題であります。障害者の法定雇用率は、地方公共団体ばかりではなく、一般企業の事業主に対しても雇用義務が課されております。市内の企業では、この率に達しているところは少ないのではないかと推察をいたしますが、実態を把握しておられるかどうか、伺います。

以上、よろしくお伺いいたします。

○議長（川野敏夫君） 理事者答弁、渡部総務課長。

○総務課長（渡部一幸君） 私のほうから、件名1と件名2の②について御答弁させていただきます。

件名1の①法律の趣旨の関係でございます。

この法律の趣旨の一つであります人事管理の徹底につきましては、人事評価制度を市民のための行政、福祉を高めるための人材の発掘並びに努力する職員が報われるような制度にしていかなければならないものととらえております。

また、退職管理の適正の確保につきましては、法の趣旨に基づき厳正に対応していかなければならないと考えております。

②の法律の内容についてでございます。

この法律の改正内容につきましては、能力

及び実績に基づく人事管理の徹底といたしまして、能力本意の任用制度の確立については採用、昇任等の任用の定義を明確化するとともに、職員の任用は職員の人事評価、その他の能力の実証に基づき行うこと。人事評価制度の導入については、職員がその職務を遂行するに当たり、発揮した能力及び上げた業績を把握した上で行われる人事評価制度を導入し、これを任用、給与等の人事管理の基礎とすること。分限事由の明確化については、分限事由の一つとして人事評価、または勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績がよくない場合と明確化すること。職務給の原則を徹底するため地方公共団体は給与条例で等級別基準職務表を定め、等級別に職名ごとの職員数を公表すること。

また、退職管理の適正の確保といたしまして、元職員による働きかけの禁止については、営利企業等に再就職した元職員に対し、離職前の職務に関して現職職員への働きかけを禁止すること、退職管理の適正を確保するための措置については、地方公共団体は国家公務員法の退職管理に関する規定の趣旨及び当該地方公共団体の職員の離職後の就職の状況を勘案し、退職管理の適正を確保するために必要と認められる措置を講ずること、再就職情報の届け出については、条例により再就職した元職員に再就職情報の届け出をさせることができることについて、所要の措置が講じられております。

併せて、地方独立行政法人における役職員に対しても、地方公務員と同様の措置を講ずる規定整備が行われたものでございます。

③の人事評価の部分の考え方ということでございますが、人事評価制度につきましては、評価をされる職員個々の職務内容に応じて適正に評価し、評価した結果が人事管理にうまく活用されなければならないと考えております。このため評価を行うものは医療職や消防職などの異なる職種、同じ職種であっても窓口業務や外勤の多い業務など担当をしている業務内容が異なる職員を公平公正に評価

するとともに、透明性を確保した制度にしなければなりません。

また、担当業務の内容のほか評価される職員の職制などに応じ、知識、経験を必要とする複雑性や精神的、肉体的な努力を必要とする困難度も求められていることから、これらも考慮しなければなりません。

いずれにいたしましても、評価の結果は、今後の職員の尊厳や給与などに重大な影響をもたらすため人事評価の運用に当たりましては、公正性、客観性、納得性を確保するとともに、よりよい制度とするため職員や労働組合などからの意見を聞き、改善を図りながら運用してまいりたいと考えております。

④の法律の内容にかかわる件についての条例等についての御質問でございます。

この法律にかかわる条例等につきましては、まず、職務給の原則を徹底するために規則に規定しておりました等級別基準職務表を条例に定めることとされたことから、第1回定例会におきまして職員給与条例の一部改正をいたしました。

また、人事評価制度の導入に当たりまして、職員の人事評価実施規程並びに人事評価実施要領を定めております。このほか元職員による離職前に在籍していた職場職員への働きかけの規制において、地方公共団体の条例、規則への委任事項等がありましたので、新たに職員の退職管理に関する規則を制定しております。これに伴い公平委員会におきましては、元職員からの働きかけ規制違反を受けた職員の手続等を規定する規則が制定されております。

なお、今後改正を要する例規につきましては適宜整備してまいります。

①の再任用制度関係についてでございます。

議員御質問の報告書と同じであるか定かではございませんが、埼玉県におきまして、平成25年に検討会が設置され平成26年2月に取りまとめられた、同様の名称である報告書があることにつきましては認識しておりま

すが、内容等につきましては承知してございません。

同じく②の再任用の諸条件内容等についてでございます。

対象者につきましては、定年退職者や定年退職日以前に退職した者のうち、25年以上勤務した者で、かつ退職の日から起算して5年以内の者、ただし定年年齢に達した者に限るなどとしてございます。

任期につきましては、4月1日から翌年3月31日までの1年間ごとの更新とし、年金支給開始年齢に達する日以後の最初の3月31日までを任期の上限としております。

配置先につきましては、対象者に希望先を伺った上でその職員の知識、経験及び適正並びに総体的な人員配置等を総合的に勘案し決定しております。

勤務形態につきましては、原則フルタイム勤務、週38時間45分の勤務での任用といたしまして、特別な事情がある場合で、かつ短時間勤務での配置先が確保できるような場合については、短時間勤務も認めることとしております。

給料は職種を問わず一律2級としております。

手当につきましては、通勤手当、時間外勤務手当、期末勤勉手当等は支給いたしますが、長期継続雇用を前提とした生計費の増加額等に対処する目的で支給されます生活関連手当の扶養手当、住居手当、寒冷地手当は支給されないこととなっております。

なお、この給料月額や各種手当につきましては、改正される場合がございます。

職種につきましては、先ほど給料におきまして職種を問わず一律2級としておりますので、これにより代表的な職種といたしましては、行政職では主事、医療職では栄養士や保健師、看護師となっております。

サービス及び健康保険等についてでございますが、フルタイム勤務者は基本的に定年退職前と同様の取り扱いとなっております。ただし、退職手当は除外職員となるため雇用保険

に加入することになっております。

件名2の②障害者の関係でございます。

当市におきましては、平成28年度におきまして、法定雇用率に達しております。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） 平間産業課長。

○産業課長（平間靖人君） 私のほうから、件名2、障害者の雇用対策についての①と③について御答弁申し上げます。

まず、①の本市の障害者の方の数、そのうち就職されている方等の実態についてということでございますが、本年3月31日現在の障害者手帳交付状況といたしましては、身体障害者手帳346人、療育手帳117人、精神障害者保健福祉手帳37人の合計500人となっております。

市内の障害者の方の就業状況等についてハローワークに確認したところ、求職登録者が79人、そのうち就業されている方は18人、就業希望者が19人とのことですが、就業を希望しても職に就けない方の数については把握していないということでございます。

次に、③の障害者の法定雇用率にかかる市内企業の実態把握についてということでございますが、市内の民間事業所における障害者の法定雇用率達成の件についてハローワークに確認をしたところ、平成25年度の法改正によります従業員50人以上の事業所における2%以上の法定雇用率が、義務づけられている企業等はないとのことでございます。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） 谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） ただいま一連の答弁をいただいたわけでございますが、順次再質問に入りたいと思います。

まず、行政というところは市長の考え方と公約もありますけれども、大事なことは職員と特に幹部である管理職が市民に対する愛情をどのぐらい持っているかという意識、そしてまた、そのための政策を考えておられるか、時の流れに沿った変化を読み取って住民の福祉が底上げできるのが幹部力と私は考え

ております。

これより、再質問に入りますけれども、理解ができます明快な答弁をお願いしたいと思います。

件名の1については、国の通知または空知総合振興局から担当所管からの文書等の内容に基づいて人事評価関係及び退職管理の関係にも関係がありますので、最初の答弁どおりだと私はそのように思っております。

それで、実はこのことに対しては平成26年に、この読み方というのは総行公第42号ですか、そうぎょうこうでよろしいのでしょうか、読み方として、総務大臣の通知として地方公務員法及び地方独立行政法事務の一部を改正する法律の公布について通知がされております。

その上で、この中身は施行に遺漏のないよう格別の配慮を願いますということが示されておりますが、そのほかに総務省自治行政局長から平成26年8月15日に、やはり同じような運用についてこの通知が入っております。

それから次に、昨年9月11日には事務連絡ということで空知総合振興局地域政策課主幹の留意事項、これも出ていると思えます。これは各市町人事担当係長様となっております。これも各団体においては条例規則等の整備が必要になりますので、次の事項に留意の上準備をお願いしますということで、ここには人事評価制度に関すること、退職管理関係に関するなどが一応通知されておりますし、それから特に、職員の退職管理に関する人事委員会規則というのが（例）でこれも平成26年の8月15日に規則と例として通知というか、こういうものがファイル一つもひな形というか、そういうものが示されております。

それで私は、ここでまず、国または振興局のこういう書類を見て、特に再質問については再任用の件に重点を置いて質問をしたいと考えております。それで御理解を願いたいと思えます。

例えば、ことしの3月の定例の条例では、先ほど総務課長が答弁したとおりのことですが、特に今回の再任用と人事管理の問題については総務課長は、本当に親切に100%以上の内容となるような答弁になっていることを、私は、まず評価したいと思います。特に再任用について、ことしの議案第12号の内容の中に一応再任用ということについては特段記述がなかったものですから、ちょっと私も理解に苦慮していたのですが、これは再任用者については職務の級は2級でよかったのでしょうか、確認します。

議長（川野敏夫君） 渡部総務課長。

○総務課長（渡部一幸君） 全ての職において2級ということで決めてございます。

○議長（川野敏夫君） 谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） そうすると基準となる職務、この条例の中に書いてあります1、2、高度の知識または経験を必要とする業務を行う職務と、2番目に消防関係の職務なのですが、これで間違いはないですか。

○議長（川野敏夫君） 渡部総務課長。

○総務課長（渡部一幸君） そのとおりでございます。

○議長（川野敏夫君） 谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） それで、再任用の先ほどの答弁をいただいたとおり平成26年2月、これは市町村における再任用制度の構築運用に向けた取り組みの報告書58ページにわたって記述したものでございます。それで、この中身は課題として再任用職員を管理職として任用する必要はあるかとか、また管理職としての再任用をする場合、再任用に伴うデメリットを、どのように改正するかについて整理しておく必要があるという課題が報告書の中にございます。

そして、再任用職員の配置ポストにおける現状と課題ということで、現状については再任用職員をどの部署のどのような職務へ配置を行っているかについては、再任用制度を運用している団体の9割以上が再任用職員を既存のポストに任用していると。そしてまた、

その職務内容は多種多様でありますと、それは各団体の判断で配置されていますよと。

ですが、要するに再任用者に対しては職員の業務指導アドバイザーという業務などが挙げられ、その高い知識と経験を生かした業務に配置されておられますと、こういうような報告になっております。

そして、このポストについても、国の助言として再任用職員が担当する業務については、定年前と同様に幅広い職域で本格的な職務を行うことが考えられるとしており、意欲と能力のある人材を最大限活用できるよう努めるとともに、職員が培ってきた多様な専門的知識や経験を公務内で積極的に活用できる環境を整備することを求めていると、このようになっているのですね。このことについてのどのような見解を持っているか、再任用の件についてお答えしていただきたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 村上市長。

○市長（村上隆興君） この再任用制度というのは平成13年に制定されているものでございます。以降各自治体は財政の健全化で非常に国のほうから職員の抑制を求められておりました。特に歌志内の場合は産炭地、私どもだけではないのですが、財政の健全化については非常に厳しい御指導をいただく中で、外局含めて組織の縮小を図ってきたところでありますし、類似団体等と比較されまして、現状におきましても歌志内の職員数は多いと、こういう指導を受けているところでございます。

しかしながら、現在はそうであっても歌志内的に見まして、職員は私は不足しているという判断の中で新規の採用に踏み切ったところでございますが、今御質問いただきましたけれども、確かに経験その他をもって退職されていく職員が出ております。ただ、これは管理職に限らず一般の職員も含めて同様でございます。特殊な資格等を要求されるそういう職制については別かもしれませんが、一般

職につきましては、私はその後ろに続く職員は十分知識、能力を持っている職員が育っていると、このように考えているところでございます。

今般60歳で定年退職をして、その後の再雇用というそういう制度でございまして、大きな矛盾として感じているのは、この年金が受給できるまでの間一定の年数を含めて最終的には65歳まで延びていくわけですが、この5年間延びたとした場合、その後に控えている十分管理職の能力を持っている職員の登用が延びる、あるいは管理職に登用されないまま定年を迎えてしまうということも十分起こり得る制度ということでございまして、その辺が人事管理、組織の管理の中で我々の悩みとして、今残っているところでございます。

とは言いながら、この生活の保障というそういう目的もございまして、本人の希望に沿った中で、できる限り、今歌志内の組織の中で受け入れることができる、そういうところはどこなのかということが一つ。

それと、この再任用制度に申し込むというか望むという場合は、当然のことながら職制が外れるということがございまして、その辺職員の覚悟を求めるということを丁寧に御案内の文章の中にうたいながら協議をし、あるいは本人の希望がどういうところにあるのかということのを伺いながら、最終的に御提示をしているという制度でございまして。

今申し上げましたように、制度の内容はよくわかるのですが、歌志内的に縮小されていく、あるいは小さな組織の中でこれをどう受けとめていくか、あるいは現職の職員をどう処遇していくか、どう育てていくかというところに私ども若干の矛盾を感じているところで、この運用につきましては心を痛めているといえますか、あるいは非常に困難さを感じていると、こういうことでございます。

○議長（川野敏夫君） 谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） 市長の答弁の中にもあったように、私もやはりこういう小さい自治体の中で、やはりいろいろな俗に言う町と

違って人口が少なくなっても生活保護関係の事務をもちろん市という立場からやらなければいけないとか、そういういろいろなことも理解もしておりますし、また、行政が小さくなればなるほど業務が多種多様にわたってふえていくという、その実態も理解はしているつもりでございます。

そこで、まず、今後もこの再任用制度によって当地においてもやはり再任用される職員が今後あるかと思っておりますので、それで私、実は一番感じているところは今回は再任用された方の中に、先ほど答弁もあったように2級ということと条例の中に職務の内容は主事ということになっていきますよね、条例では。ところが先ほど市長も答弁したのはわかるのですが、やはり条例を離脱している部分があるのではないのかなど。ということは、主査職の業務を行っていた部分がないかどうか、それについてお答え願います。主査職というのは3級ですよ。

○議長（川野敏夫君） 村上市長。

○市長（村上隆興君） 主査職というのは職制です。したがって主事もそうなのですけれども、これはある意味係長職に匹敵する等級となりますので、その辺御理解いただいているかどうか。

○議長（川野敏夫君） 谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） 市職員の給与条例の129ページに行政職給料表と等級別基準職務表というのがあります。この職務の級の中の2級、先ほどの答弁の中では主事と、それで3級には主査の職務というふうになっているのですよ、基準となる職務ですね。これはそうすると3級の主査までは係長職だという今の答弁ですが、困難な業務を処理する主任の職務というふうになっているのですね。ただこの主任というのはここで言う3級で主任というのも係長職だというふうにとらえられる基準なのではないでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） 再任用に当たって、まず本人と協議します。ということは当

然谷議員さんも御承知だと思いますけれども、その職務の内容についてということについては、当然格付けが2級ですので、その2級の業務、またそして再任用の条件としては豊富な経験ですので、それも別に主査職の仕事というよりは、自分ができる範囲で業務を遂行してもらえるようにしていただいておりますので、格付けによって、例えば再任用をしているというわけではなくてあくまでも2級の格付けで主事職であると。業務については、主査職と同じように重い任務を最初から与えるというわけではないですので、その辺は誤解のないようにしていただきたいなと思います。

○議長（川野敏夫君） 谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） そうであれば、どうしてこの行政職給料表等級別基準職務表に基準となる職務というきちっと明解に分けてあるのですか、2級、3級。だから3級なら主査の職務となっているのですよ、主査の職務ですよ、なっているのですよ、記述してあるのですよ、2級では主事と言っているけれども。それで、3級の2には困難な業務を処理する主任の職務と、このように記述してあるのです。

ですから、それであれば2級、3級というのは同じ職務の内容かというふうにとらえてしまうのですよ、2級、3級と区別していながら。そういうふうにとらえてしまうのですよ。この辺についてはちょっと理解しがたいなところがあるのですよ。これは129ページに明解にこのようになっているのですよ。これのことを理解できるように答弁いただければと思います。

○議長（川野敏夫君） 岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） 結局職員の年齢といいますか、主事、主査ということで経験年数によって昇格とかしていくのですけれども、その間20年のあいだ採用されなかったというのは大きなひずみになっています。特に主事から主査ということで、2級の仕事3級の仕事ときれいに分けられない状態が続い

たということもありますので、谷議員さんが見られるように、そういう確かに40歳以上、その間の30歳台がいませんので確かにいびつな関係でそういう職務の見方をされると思いますけれども、その辺については特にそういう意識を持ったわけではなくて、今言われているとおりだと思いますけれども、格付けについては2級で格付けして再任用していただいているのが現実でございますので、いびつの年齢構成でありますので、多分そういう見方をされているのかなということで御理解いただきたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） 行政の中で、いびつと言われればどのように理解したらいいのか、ちょっと理解に苦しむわけですが、いずれにしてもこの減少というのは、まず一つには、当市の場合は相当新採用なかったですよ、相当空白があった。これに伴って、今日こういう現象が起きているということも一つの姿ではないかというふうに私は感じているのですよ。

でもね、やはり一般職員はこのように記述してあれば、やはり誤解を僕は生じると思うのですね。だから、やはりもう少し親切丁寧にそういうことであれば、やはりこの辺がまだしっかりと周知されていないのではないかというふうに感じ取るのですね、今の答弁では。これ周知しているのですか、職員全部に。

○議長（川野敏夫君） 村上市長。

○市長（村上隆興君） 毎年度この再任用制度、退職者含めて当該年度だけではなくて、あらかじめ職員に対しては再任用制度ということで、御案内とともに職員に直接説明しております。かなり細かく綴って説明しておりますし、この制度の内容、それからこれに応募する心構え含めて丁寧に説明しております。

先ほど議員が説明されました給与表の関係ですけれども、この給与表というのは、ここ10年来随分内容が変わっております。御承

知のとおり給与表というのは人事院の示した内容に準じて私ども受けとめているわけですが、職制含めて給与表は歌志内市が使っているのは国家公務員給与表の一般行政職ですと、1級からうちの場合は7級まで使っております。それがどんだんどんだん毎年のように改正されまして、特に一つの等級の中に二区分がつけられたり、随分制度が改正してそれぞれの職員の職制をそこに当てはめていくということにも、毎年のように苦労しながら解釈を重ねて、あるいは御指導を受けながらそこにはめていっているというそういうことがあります。今、主任ですとか主査ですとか、それから職制はないのですが高度な職務をこなしているとか、そういう説明の欄を示されながら、そこに当てはめていっているという、それが現在までの私どもの給料表の実態でございます。

それで、この再任用制度というのはその給与表の中に、さらに再任用職員の給与ということで別欄で示されております。それで、この等級は私ども2級というそういうお示しをしておりますが、先ほど言いましたように組織に混乱を起こさない、そして年収としてその職員に一定額を保障すると、こういう考え方のもとにやっておりますが、この制度を制定するに当たりまして、この周辺の自治体の実行している内容も取り寄せながら私どもも参考に制定したわけですが、私どもの知り得ているところは1カ所を除いてこの格付けはほとんど同じでございます。

○議長（川野敏夫君） 谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） 今、市長が答弁ありましたね、給与、勤務条件と、これは報告書の36ページにも記述してありますね、これは再任用職員のフルタイム職務勤務職員の給料月額ということで、これは報告書の中は職務の級は1級から3級までという3段階、そして、この中には給料も月額きちっと明示しております。私もそれは承知しておりますし、近隣の市町でも当然今言ったように、当市と大体似たような配属はしているのも承知であり

ますが、一つには、先ほどの答弁にもあったように、やはり何十年も行政を携わってきて、それぞれの知識とはやっぱり新人の職員から見れば相当豊富な知識などをとらえておりますので、ただ今回、某所管のところでは勤務はしたけれどもすぐ退職していったという例がありますね。これらの例を見て、私もちょっとその方とお話しした経緯もあります。

話していくうちに、私なりに本当はどこに退職する意図があったのかと、本人はあくまでも病気だということをおっしゃっていましたが、ただ感ずることは、やはり元の部下のところは今度元の上司が部下になって配属された。これは一般的に私は特に労務管理のほうを重視しますので、その労務管理的に言えば、ちょっと当然配属される前は本人とももちろんいろいろとお話しの上、理解の上、配属されたとは思いますが。ところが、やっぱり人間というのは弱者と強者の関係ありまして、弱者と強者というのは当然上司とこれから平の中の関係ですね。それでまして、再任用していただくには、やはり一つのお願いと、あるいはそういう気持ちもあるわけでありまして、やはりそこは配属する側の採用する側のやはり思いやりというものがあってしかるべきでないかと。思いやりというのは、そういうさっき言ったように上司と部下の関係のところにもまたというのは、誰が見てもやはり本人は病気だと言っている、空気から僕は読み取ったのですが…。

○議長（川野敏夫君） 谷議員に申し上げますけれども、個人が特定できるような質問の仕方は慎んでください。

○5番（谷秀紀君） はい、所管がそこしかないものですから、所管と申し上げましたけれども、だから、そういうようなことを考えていけば、今後においてもそのような思いやりのないような発令というのは私は問題ではないかと、このように考えておりますが、その辺の考え方として見解を聞いておきたいと思っております。

○議長（川野敏夫君） 村上市長。

○市長（村上隆興君） どういうお話を伺って今の質問があるかわかりませんが、今年度の再任用職員につきましては、本人から職場の希望は受けております。

そういう中で人事担当の所管が、本当に汗をかいて悩みながら、その希望する所管に何とか対応できないかということで随分悩んで私どものほうに相談に来ております。希望が通った職員もおります。

しかしながら、今、歌志内は何年間もかけて組織を縮小してきました。そういう中で職員以外で対応が可能なそういう職場については、嘱託あるいは賃金という形で協力をしていただいているということもございしますが、そういうところを今から職員に切りかえるということが、果たしてこの歌志内の財政の健全化計画を議会にも認めていただいて進めてきたものを逆行するような形は、私はとれないと思っております。

今後そういうところも含めて、再任用職員をどう配置していくかということは、現在も含めて庁内で議論しているところでございますが、大体想像つきますけれども、何度も相談しておりますし、私も何度も相談を受けております。そういう中で疾病をお持ちだということも含めて、最も自分で経験のある自分で対応可能だということを確認をした上での配置でございます。それが病状が進んでしまったということで私も直接相談を受け、いろいろなことを私のほうからも申し上げましたが本人の意志が固かったと。

議員おっしゃるように、上下関係を逆転する場合これは必ず逆転します。なぜかと言うと、管理職になっていく過程の中、あるいは係長になっていく過程の中で、若いころから人事異動で歌志内の場合はほとんど職場を回るわけです。そのときに必ずいろいろな職員と一緒に仕事をするようになります。そういう中で、能力、人格、そういうものを総合的に判断した上で管理職が適当ということで昇格されていくわけですが、係長の立場になっ

たときも係で同僚としてもそうですけれども、管理職としてもたくさんの職員を指導していくわけです。

そうしていろいろな所管を回る中で、一度も自分と上下関係にない同僚としての仕事をしたこともないという職場というのは、現在の歌志内市役所の中にはあり得ないと私は思います。

したがって、先ほどお示ししました本人に御案内をするそういう中で、本人は精神的なストレスも感じるでしょう。しかし、そういう中での再任用制度だということを本人によく説明をして、御理解をいただいた上で再任用として再度雇用していくと、こういう制度であるということをぜひ御理解いただきたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） 再任用の関係につきましては改めて採用されるわけですから、そのときのいろいろな条件、もちろん条例にもあるし、先ほど級と職務との関係についても先ほどの答弁があったとおりではありますけれども、理解できないのは、この分けてあるのに何でここの仕事をさせるのだと、このことがちょっと私は理解できなかったわけで、2級のところ3級の仕事をさせたり、そういうのがちょっと理解できなかったのですが、先ほどの答弁がありましたけれども、そんなことも思いがありましたので、これは質問しております。

その中で、実はこれは組合とやはりきちっとこの辺再任用の件については組合と協議をしておられるのかどうか、その辺を確認しておきたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 村上市長。

○市長（村上隆興君） 当然仕事の内容として、人事管理、管理運営に関することというのは組合の意思というものを確認をする必要はないのですが、歌志内の場合は、丁寧に進めるということも含めて組合のほうの意見等を聞きながら進めているという実態はございます。

また、先ほどの話の中にありました2級3級の関係というのは、国家公務員の昇級モデルというものがあまして、職制に登用する場合はこれは当然その人の能力評価を含めて人事評価をされて、昇格させるかさせないかということになるのですが、3級までは昇級モデルとしてキャリアで上位等級に持っていくというものがああります。ですから、係長の職に就く就かないではなくて、一定の年数を経過することによってそこまでは昇級させるということが我々指導されている内容でございますので、年数達しないで発令によって職制に就くのととは別に、そういう昇級モデルがあるということで御理解いただきたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） ただ、一つには近隣もそうなのですが、再任用者についても職位関係、これも2級だから先ほど言った主事職だよというのは規定はあるのだらうと思います。この規定については例えば再任用者に関する詳しいものは定めたもの、例えば要綱だとか、そういうものは当市では定めてあるのでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 渡部総務課長。

○総務課長（渡部一幸君） ございます。

○議長（川野敏夫君） 谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） では、その要綱の内容をちょっと示していただきたいと思いますが。

○議長（川野敏夫君） 渡部総務課長。

○総務課長（渡部一幸君） 先ほどの御質問の②の部分ですね、再任用の諸条件の内容について具体的に示してくださいという中身の、私、御答弁いたしました内容がその要綱の内容ということになってございます。

○議長（川野敏夫君） 谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） 先ほど、2番目に答弁した内容がそのものということで理解しておいてよろしいのでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 渡部総務課長。

○総務課長（渡部一幸君） その要綱の内容

を概要版にしたといいますか、一字一句ではございませんけれども、中に書いていることはこういうことを書いていますということで、御説明した部分でございます。

○議長（川野敏夫君） 谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） その中には2級、3級の係わりについても示してありますか。

○議長（川野敏夫君） 渡部総務課長。

○総務課長（渡部一幸君） 給料は職種を問わず一律2級ということでお答えいたしました。そういうふうなつくりになってございます。

○議長（川野敏夫君） 谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） 職務については。

○議長（川野敏夫君） 渡部総務課長。

○総務課長（渡部一幸君） 同じでございます。読み上げさせていただければ、行政職給料表の場合は2級の主事ということで規定してございます。

○議長（川野敏夫君） 谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） そうしたら2級は主事で3級は主査ですよ。だから、その主事と主査の職務の内容は恐らく違うと思うのですよ、当然。だから私は2級の主事の仕事でありながら主査の業務をさせているのかということをお先ほど質問しました。その中で、大体似たようなものだというふうな内容の答弁で返ってきました。そうすると、この条例のうたい方が私はちょっとそうなるとおかしくないかという疑念を持ってしまうのですね。

だからそこをやはり他の職員の方もその辺を全部周知されているのかという先ほど質問しました。だけど、それに対して具体的な答弁はなかったように思いますが、もう少し具体的に答弁をいただけたらと思います。

○議長（川野敏夫君） 岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ちょっと誤解されている面があるのかなとは思いますが、たまたまその職場が3級の主査の職の席であったと。そこに座ったから、その職をやるのだよというような御質問をされていると

思いますけれども、たまたまその席がそういうふうな主査の席であるということで、その業務を行いなさいということは一言も言っていないと思うのですよね。

そういうことですので、多分外のセクションへ行っても、主査の席にそのまま再任用者が座るからそういう見方をされたのかなという、ちょっと誤解の面があると思いますので、そういうふうな形で再任用をしているというわけではございません。あくまでもその職場に配置された所管の管理職がその業務を差配するわけですから、そういう負担をかけるということはその上司がどういうふうな仕事の配分をするかによって決まってくるので、あくまでもその席に座ったから主査職の仕事をするということで、私たちは再任用をしているということではないので、その辺は誤解のないようにしていただきたいなと思います。

○議長（川野敏夫君） 谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） 誤解しているつもりはありません。たまたまそのほかにもある所管でもちょっと疑問を持っているところがあるものですから、あえて私は言っているのですよ。それはそう言えばわかると思うのですね。そういう空き家のところもそうだし、そういうところがあるから私確認を取っているのです。やはりそういうところを見ると、ちょっとおかしくないかという疑問を持ったわけなのです。そういうことで質問をしているから、この意味はわかっていただけだと思うのです。これ以上言いません。

だから、先ほど言ったようにきちっと周知するところは周知して、皆さんに。そして誤解のないようにやはりやるべきではないかと。場合によってはこれは条例違反でないかという感もするのですよ、ある面ではね。そういうやはりこれが誤解なのです。そこなのです、私言っているのは。当然わかっていただけてうなずいていると思いますけれども。

そういうことで私は言っているつもりです

ので、やはり再任用者についてはしっかりお話しをしながらこうやって任用しているとお話しでしたが、特に給料と職務とのかかわりもあるのですが、これ歌志内独自で、例えば主査とか主事だとかということではなくて、経験豊かな方ですから、職位だけは例えば参与職にするとか、給料は2級で我慢してもらおうとか、いわゆるそういうやり方は私とはとれないのかなという考え方をしているのです。やはり経験豊かですし、せめて職位だけは若い職員よりはずっと経験してきているわけですから、ある面では職位だけでも参与とか、そういう位置づけにするとか、それが思いやりだと思うのですね。

やはりそういう考え方を今後任用するとしたら、職位については今までと同じように行くのか、やはり思いやりを持ってそういう職位をつけるのか、このことについてお聞きしておきたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 村上市長。

○市長（村上隆興君） 歌志内だけでなく、この再任用制度をとっている自治体は皆な同じ悩みではないかと思えます。まず、最初の指摘でございますけれども、一つのポジションにいろいろな方が異動で動いていきます。3級の方も4級の方も動いていきます。そのポストがその給与だからということで、管理職ポストは別ですけども、一般の職制の中で動いていったときに、それでは今まで2級の仕事をしていたところに異動で3級の人が行ったから2級の給与にするのかと。そういうものではないわけです。あるいは今の状態であれば職員というのは昇級できません。そういう中で同じ仕事をしていたとしても、そういうキャリア、能力、それから人格というものを認めながら、例えば1級から2級、2級から3級という同じ仕事をしていたとしてもその力をつけることによって、我々認めて昇級をさせていかなければ生活給というものが保障できないということがありますので、その辺は御理解していただかなければ職員を昇級させることはできないということ

になります。

それから、給料というものは職制、参事なら参事いろいろな制度があります。ところが給料というのは職制についていく。したがって、管理職の発令をした以上は2級の給与というわけにはいかななくなるわけです。そういう問題があります。それと管理職ばかりが増えた場合、それでなくても頭でっかちの歌志内市、一般事務、窓口事務を行う職員が少なくなってくるというそういう矛盾が現実起きております。

したがって、今、新しい仕事もどんどんどんどん増えてますから、新採用の職員を確保しながら、これは我々この再任用制度という中でも現在の組織の矛盾というものを感じてますので、今現在も含めて内部的には組織の見直しというものは行ってます。そういう意味で非常に私ども職員の皆さんには申しわけないと思っておりますが、縮小してきたそういう経過の中でも取り入れている制度なものですから、矛盾と言いますか厳しい部分もあるのかなと思っておりますが、これはやはり3年5年かけて少しずつ改善していかなければならないというのが、今、人事給与を担当している所管の管理の意見として私どもが提案されているということでございます。

○議長（川野敏夫君） 谷秀紀さんの質問を打ち切ります。

ここで、10分間暫時休憩いたします。

午前10時58分 休憩

午前11時09分 再開

○議長（川野敏夫君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

質問順序6、議席番号6番本田加津子さん。

一つ、安心して快適に暮らせるまちづくりについて。

一つ、防災対策について。

一つ、歌志内市幼保小中・地域合同大運動会について。

以上、3件について。

本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） 昨日の質問内容と重なる部分がありますが、通告どおり質問させていただきますのでよろしくお伺いいたします。

それでは、質問に入らせていただきます。

件名1、安心して快適に暮らせるまちづくりについて。

少子高齢化社会、人口減少問題など、今の日本の社会は多種多様な問題が山積みであり、歌志内市におきましても、厳しい現状はいまだに続いております。

定住化対策として、住民サービスの向上や住環境整備等に取り組まれておりますが、人口流出には歯どめがかからない状況にあります。

そこでお伺いいたします。

①公営・改良住宅の共同玄関のコンクリートは、冬期間や雨天時は滑りやすくとても危険です。実際に転倒したという事例もあります。

そこで、共同玄関や階段など滑りやすいコンクリートの転倒防止対策についての、その後の進捗状況についてお伺いいたします。

②市税や住宅料等を納付するために、市役所の移動収納車を利用している方もいらっしゃいます。しかし、曜日や時間帯が合わずに利用できないという声も聞きます。そこで、移動収納車の利用状況についてお伺いいたします。

③市税や住宅使用料などをコンビニエンスストアで納付できるまちが増えてきています。そこで、歌志内でも曜日や時間帯に左右されずに納付することができるような取り組みが必要ではないかと思いますが、いかがお考えかお伺いいたします。

④歌志内市総合計画実施計画が示されました。

防災体制の整備事業の自主防災組織体制整備についての取組状況についてお伺いいたします。

⑤防災意識啓発事業として、防災・減災意識の高揚を図るため、各種避難訓練や図上訓練等の出前講座を実施するとともに、市広報誌を利用した情報提供を行うとありますが、今年度の実施内容についてお伺いいたします。

件名2、防災対策について。

8月20日発生の大雨により、歌志内市内でも甚大な被害がありました。

市内各所で避難勧告により避難所へ避難した市民も多くいらっしゃいました。そこでお伺いいたします。

①歌志内市地域防災計画書の水防倉庫及び水防資器材の備蓄の記載では、土のうの備蓄がかなりあります。しかし、8月20日の大雨時には土のうがなかなか届かずとても不安だったという声がありました。

そこで、土のうの備蓄状況についてお伺いいたします。

②文珠第3地区に居住されている方が、文珠第3町内会館に避難されましたが、歌志内市防災マップを見ますと、土砂災害には適さない表示がされています。

町内会館で一夜を過ごした方もいらっしゃいましたが、歌志内中学校へ避難したほうが安全ではなかったかと思えます。

そこで、歌志内中学校を避難所として開放しなかったことについてお伺いいたします。

件名3、歌志内市幼保小中・地域合同大運動会について。

開催6回目となり市民の関心も高まっています。歌志内市の秋の風物詩として定着してきました。

そこでお伺いいたします。

①過去5回開催して、さまざまな課題などもあったのではないかと思います。今年度実施するに当たって改善事項などがありましたらお聞かせください。

以上です。

○議長（川野敏夫君） 理事者答弁、柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） 私から、1番目

安心して快適に暮らせるまちづくりの①番公営改良住宅の共同玄関のコンクリートの表面、これが冬期間や雨天時滑りやすいということで、この対策に対しての進捗状況ということで御質問でございますが、お答えいたします。

平成27年第2回定例会の一般質問において、同様の御質問がございまして、転倒予防策として手すりの設置について前向きに検討する旨の回答をさせていただいております。

冬期間の転倒防止策に対する御指摘でございましたので本年度の降雪期までに、特に要望の強い文珠方面の一部から順次取り付けを行う考えでございます。

冬期間や雨天時などは特に高齢者や障害者、子供などに転倒の恐れがあると思えます。共同玄関でございますので、入居者の方々に床面の清掃や氷雪の取り除きを行ったり、滑りどめマットの設置などの御検討を願えればと思えます。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） 小玉市民課長。

○市民課長（小玉和彦君） 私からは、件名1の安心して快適に暮らせるまちづくりについての②と③について御答弁させていただきます。

②の移動収納車の関係でございます。移動収納車の巡回日は年24回、約300人が利用されております。

毎月の中日と末日に実施しており、曜日が固定されておらず多様的に対応しております。市内の9カ所を午前9時から午前11時50分での時間帯に設定し、また、市税等の納期限納付にも資するよう利便性を考慮しているところでございます。

続きまして、③のコンビニエンスストアの関係でございます。

公金収納方法の多様化からコンビニ収納は各自治体において導入されており、特に全国の都会では相当数が採用し時代の流れは否めません。

しかし、当市のような小規模自治体におい

ては、取扱件数のスケールメリットを生かせず、結果契約単価の高騰が予想されます。

また、納付データ等の処理のためのシステム投資やその維持管理費、更新等の追加費用が必要となるなど、追加コストが発生します。

納付者利便の向上効果を比較検討した場合、費用対効果が問題となり当市では導入が難しいものと判断しております。このため、現状の移動収納車や曜日時間帯に左右されない口座振替による納付、さらには、病気、けがなど特別な事情の場合の自宅での訪問納付を行いながら、今後においてコンビニ納付の検討を進めてまいります。

○議長（川野敏夫君） 渡部総務課長。

○総務課長（渡部一幸君） 私のほうから、件名1の④⑤、件名2について御答弁申し上げます。

件名の1の④でございます。

自主防災組織関係でございますが、現在、市では防災訓練の実施を通じて住民の皆さんに防災の必要性を伝えております。

特に、災害の被害を減らす重要なポイントとなる自助共助の大切さや平常時の備えなど、啓発しているところでございます。

自主防災組織は地域住民が自分たちの地域は自分で守るという自覚、連帯感に基づき自主的に結成する組織でありますので、今後組織の結成に向けた情報提供や支援等を行ってまいりたいと考えております。

⑤でございます。防災訓練等の関係でございます。

毎年4月の町内会連合会との情報交換会において、防災訓練実施の提案をさせていただき、各町内会・自治会宛に実施の意向調査を行い、希望を把握した上で実施しているところでございます。

これによりまして、今年度は図上訓練を1地区、防災講習会を2地区実施しており、その他に消防との合同訓練を1地区で実施いたしました。

今後においても、要望があれば随時実施し

てまいります。

市広報誌による情報提供については、これまで局地的大雨から身を守るなどについて3回掲載しており、今後も掲載していく予定でございます。

2の防災対策の①でございます。

土のうの関係でございますが、備蓄につきましては土のう袋を4,000枚保管しております。砂を入れて保管いたしますと、1年程度で生地が破れ使用できなくなるため、土のうとしての備蓄はしてございません。

②でございます。文珠第3町内会館の避難所の関係でございます。

当日、市のほうへ文珠第3地区の住民の方より沢からの水の流れが多く、文珠第3町内会館へ避難したいとの連絡がございました。当時の雨の状況から町内会館の周囲の状況確認を依頼、また、徒歩での待避ができる状況であるかを電話で確認をし、避難可能との連絡をいただいたところでございます。

豪雨の中での移動を考えますと近くの避難所への避難が適切と判断し、町内会館の避難所を開設いたしました。歌志内中学校はいつでも開けられる準備をしておりましたが、その後、雨が落ちついたので町内会館を引き続き避難所として継続したところでございます。

反省といたしましては、当時は、土砂災害警戒情報や土砂災害の大雨警報が出ている状況でございましたので、雨が弱まった時点で歌志内中学校へ移動すべきであったものと考えます。今後は、避難施設の開設方法について適切に判断してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） 虻川教育次長。

○教育次長（虻川善智君） 私のほうから3番目歌志内市幼保小中・地域合同大運動会について御答弁申し上げます。

今年度の実施に当たりましては、昨年の反省会でも出された御意見をもとに、実行委員会で協議され幾つかの改善を図っております。

大きな改善点としましては雨天時の対応を、アリーナチロールではなく歌志内中学校体育館としたことでございます。これは用具等の運搬、会場の変更連絡、観覧スペースの問題が懸念されたことから、この点を変更したもので、収容人員と運動スペースを考慮し観客席を設けずに、雨天時には園児、児童、生徒のみの運動会としたところであります。

また、競技種目ではスピードを競う種目ではなく、できるだけ競技に参加する機会を増やし、交流と親睦を第一義と考え、運命的な競技や団体種目を中心に取り入れました。

以上の点を中学校の校長を委員長とする実行委員会で協議され、第6回目の歌志内市幼保小中・地域大運動会を9月22日に開催する予定としたところであります。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） ありがとうございます。

ただいまの御答弁でほぼ理解いたしましたので、何点か再質問をさせていただきます。

まず、①の転倒防止対策、こちらのほうで手すりのほうで、このことについては多くの議員からも手すりの必要性ということで何回か過去にも質問があり、今年度希望する文珠のほうから順につけていただけるという御答弁でしたが、設置を考えているのはどの位置というのは、もう決まっていらっしゃるのでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） まず、全体的に市営住宅を見まして、平成7年度以降に建ったものにつきましては完備されておりますが、特に公営住宅はほとんど整備、手すりがついておりまして、改良住宅がついてないところが多いということでございます。

文珠方面で設置の場所は玄関入りまして左側の壁面で、大体高さが75センチから85センチメートル程度の高さに設置を考えておりまして、板を打ってその上に銀色の手すり、それをつけると安価でできるかなという

ことで考えております。

また、床面につきましては、いろいろ調査しましたけれども、コンクリート表面が剥離といいますか摩擦でとれている部分は意外と滑らないと。新しいというか、表面がとれていない部分が滑るのではないかということ、マットにつきましては先ほど言いましたが、マットをそれぞれ皆さん用意されている方もいらっしゃるし、その辺は皆さんで用意していただければなということ、手すりについてはそのように進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） わかりました。

文珠のほうから大体該当する改良住宅を中心に手すりを取りつけていくということなのですが、歌志内上歌のほうまで改良住宅が全ての地区にあるかどうか、その辺は今わからないのですけれども、これはことし雪が降るまでには全ての設置は終われるような予定なのでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） 文珠方面はしらかばが2棟で文珠本通りが7棟、高台が2棟ということで、この辺しらかばと本通りあたりを全てやればいいのかというふうに考えております。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） あと今の足元の滑らないマットのことだったのですが、これやっぱり自分たちでマットとか滑りどめみたいなものを敷いているところは何か所かあるのですけれども、これから自分たちで用意して、買いに行つてつけるということになると、若い方が同じ棟の中にいらっしゃれば買い物だとかを、すぐお願いできるのでしょうけれども、高齢の方だけの棟であると、そういうものを買ってそろえるという手間も大変かなと思うのですよね。

それで、やっぱり滑りやすいこと、全然滑らないというか若干滑りますけれども、滑りづらいところと何か違うのですよね。だか

ら、やっぱり滑りやすいと表面がぴかぴかして目で見てもわかるので、全てでなくてそういうところからちょっとずつマットみたいなものを用意して、滑らないような工夫ということもしていただきたいと思うのですが、その辺はどのようにお考えですか。

○議長（川野敏夫君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） それもいろいろ検討をしました。マットは移動可能なので盗難等にも遭われると、新品を設置したはいいけれど、次の日ないとか、そういうことも建設課内部でいろいろ検討しました。

最近建設時においては刷毛びき、コンクリートを打って刷毛ですぐ掃くことによってざらざらになるということで進めておりますので、何かいい方法がないかなということは今模索中でございまして、表面だけでもサンダーでやるとどうなのかとか、そういうことは考えておまして、購入して設置というのはやはり移動が可能なものは、先ほど冒頭申し上げましたように盗難の可能性ありますので、ちょっとそれは今後いろいろ調査研究でないですけれども、そういうことで考えていきたいというふうに思っております。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） わかりました。ぜひ、高齢者や小さい子供たちはもちろんなのですけれども、私もそうなのですが、住んでいる人はいつどこで足元が滑るかというわからない状況の中で冬を迎えなければいけないので、冬場が来る前にぜひ足元についての工夫も、手すりだけではなくしていただければと思いますのでお願いいたします。

次、②の移動収納車こちらの状況を今お聞きしたのですが、あと大体納付の仕方というのは、口座振替だとか市役所の窓口、各金融機関の窓口というところに向いて納付されていると思うのですけれども、歌志内市での口座振替利用者というのは何世帯ぐらいあるか、わかればお聞かせください。

○議長（川野敏夫君） 小玉市民課長。

○市民課長（小玉和彦君） 納付の仕方ということですが、納付書による納付、それから口座振替、大きく分けてありますけれども、大方が納付書での納付ということで、指定金融機関、北門さん、それからゆうちょ銀行等が歌志内にありますので、それぞれ文珠、神威、本町の市役所にありますけれども、そういうところでの納付書納付が多いという中で、口座振替についてもいただいております。それで、今、例えば市民税であれば口座振替率については約11%程度というところがございます。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） あと今お聞きした移動収納車を御利用の方の人数を先ほどお聞きしたのですが、これ大体やっぱり決まった方がということになってくるのでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 小玉市民課長。

○市民課長（小玉和彦君） 年24回、月に2回行っておりますけれども、大体お年寄りの方が多ということでの実態でございます。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） やはり車を持っていない高齢者の方たちはバスに乗って銀行だとか郵便局まで行ってお金を納めて、帰りのバスをまた30分以上もかけて待って帰ってくるというすごい時間のロスというものもあるので、移動収納車を利用している方もいらっしゃるのかなと思うのですが、やはり広報を見ますと今月は何日と何日ですよというふうに書いてますが、たまたまその日が病院の受診日だったとか、そういう突発的な重なり合う日程とかもあると思うのですよね。

それで、先ほども口座振替のことがちょっとあったのですが、納付書の中に「便利な口座振替を御利用ください」みたいな案内文書が同封されているのですけれども、今までやはり自分の手元からお金を払っていた方が、口座振替で銀行のほうに行って手続をしてくれといっても抵抗あるのかなというふうにも感じるのです。

それで、もっと口座振替にさせていただくと銀行まで行くバスのバス賃もかからないのですとか、そういったいいことを前向きにアピールしたほうが口座振替の率もふえるのではないかと思うのですが、その辺についてはいかがお考えでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 小玉市民課長。

○市民課長（小玉和彦君） 議員さんのおっしゃるとおりだと思います。やはり口座振替は1回手続きしていただければ、それ以降はあえて外出して払いに行くということもなくなりまして、非常に使いやすい制度だというふうに思っております。それで、かねてから口座振替のお願いもしておりますけれども、今後も引き続き口座振替のお願いをしていきたいというふうには思っております。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） あとやはりお金を支払いに行くということを考えてコンビニエンスストアで納付できるようにしていただくと、若い方から高齢の方までとても便利なのかなと。歌志内市には幸いコンビニエンスストアが3軒もあるので意外と利用する方がいるのかなと。

昨今ですね、女の方も仕事をお持ちになって、特に歌志内は市外へ通勤している方がたくさんいらっしゃると思います。そういう方が口座振替を全ての方が利用していると期日におくられることなく納付できるということになると思うのですけれども、お昼休みとか仕事が終わってから急いで金融機関や市役所に行ってもついつい時間に間に合わなくて、払えなかったというようなことを経験した方もいらっしゃると思うのですよね。

それで、やは今の時代コンビニエンスストアで自動車税とかも払えるようになってきますので、曜日ですとか休みの日でもコンビニエンスストアの営業時間なら納めることができるというメリットもあります。ただ、いろいろなことを変えなければいけないので、費用の面でも大変なことは承知しておりますが、コンビニエンスストアでの納付というこ

とも前向きにお考えいただきたいなと思うのですけれども、この辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 小玉市民課長。

○市民課長（小玉和彦君） 都会を例にすればたくさんのコンビニがあって、それを近くで働いている人が帰り夜遅く寄って使うとかというような、利便性が高いという部分が結構あると思います。それで、歌志内的にも当然夜払いたいという方がいるのであれば、当然そういう利便性が上がるということが考えられます。ただ、歌志内的にはちょっと老人の方が多いため、どこまでの頻度があるのかということにはちょっといろいろ考えていかなければならないかなというふうには思っております。

それで近隣でも、滝川、砂川、赤平市では行っているようです。ちょっとまちのほう、奈井江とか浦臼とかはまだ導入されていないということで、やはり当市と同じように費用の部分がちょっと引っかかるのかなというふうなことも思っております。

それで、結構導入するとシステムだけで400万円以上かかるという部分もありまして、非常に費用対効果を考えると難しいなという部分も正直思っているところがございます。

ただ、やはり今コンビニ納付というのは時代の趨勢でもありますので、やはりここら辺はもう導入できないということではなくて、将来に向けてここら辺は引き続き検討していかなければならない問題だなというふうには考えてはいます。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） そうだと思います。

あと何年か前に将来推計人口ということが話題になったことがあったのですけれども、歌志内市と隣まちの上砂川町と比較して、2040年の総人口で上砂川町が歌志内市より20名程度多かったというのがあって、これはどうしてなのだろうと思ったような記憶が

あるのです。やはり大きいところではやっているけれども小さいからできないではなくて、隣まちでまだやっていないような一歩先に行くような住民サービス、こういったことを考えていくことで定住化対策こちらのほうにつながっていくのかなと思うのですよね。

水道ですとか、国民健康保険税ですとかは、歌志内だけのものではないので大変なのかなと思うのですけれども、市税ですとか住宅使用料こういったものは歌志内市から納付書が届きますので、こういったものからまず先駆けてやっていただければ、とても便利になると思います。お金はかかるけれども、滞納率も減る、市民もすごく楽になる。

それでお年寄りの方が夜間出るかなというお話でしたが、お年寄りの方は日中すごくたくさんコンビニにお買い物に来ます。ですから、ちょっと郵便局に行く足を、買い物ついでにそういったものが払えるような取り組みができれば、とても便利な生活ができるようになってくると思うので、もう一度コンビニ納付のことについてお聞かせください。

○議長（川野敏夫君） 小玉市民課長。

○市民課長（小玉和彦君） 先ほども将来的にコンビニ納付も考えていかなければならないというお話をさせていただきましたけれども、現実問題、現在納付書のほかに先ほども口座振替の関係が出ましたけれども、口座振替率がまだまだ十分にできるという状況の中で、口座振替をどんどんどんどん普及させていくことによって市民の方々の利便性も上がってくると思います。

そういう中で、あとそのほかに外出できない方、特別な事情のある方、こういう方はうちのほうで職員が直接相談を受けて、そういう方には自宅の方に行くというようなこともしております。そういう中で口座振替とか、こういうものもやりながら、先ほどコンビニの説明させていただきましたけれども、ちょっと金額が張るということがあるので、そこら辺を十分見きわめながら考えていかなければならないということで、御理解願いた

いと思います。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） わかりました。

やはり高齢の方はどういうわけか一度にまとまった金額を銀行でお金をおろして、自分のお財布から新聞代を払ったりですとか、そういう方が炭鉱が給与が窓口でもらっていたという流れがあるのでしょうか、どうも口座振替というのにすごい抵抗を感じている方が多いようなので、やはりそういう高齢者の方にも口座振替したって別に多く取られるわけではないのだよみたいな、そういった説明をしていっていただくことで口座振替率も伸びてくるのかなと思いますので、どんどん口座振替ですとか、そういったPRを行っていただきたいと思います。

続きまして、土のうの備蓄についてなのですがすけれども、先ほど御答弁いただきました4,000枚は袋のみの保管ということで伺いました。

それで、8月20日たくさん雨が降ったときに、歌神の山のほうに住んでいらっしゃる方が道路が川のようになって、土のうをお願いしたのだけれども来なかったと。2階にいらしゃったようなのですが、消防自動車が見えるたびに土のうが届いたのかなと思ったけれども来なかったんだよねと。とてもおっかなかったみたいなことをおっしゃったので、やはりあのときは実際にすぐ運んで積める土のうというのはどのぐらいの備蓄があったのでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 西丸消防長。

○消防長（西丸強君） 当日は常に300ほどは配布できるような形で用意はしてあります。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） わかりました。

あと8月20日に各お宅の前に土のうを使って、そのままお宅のところの家の脇にとか、今まだ積まれているのですけれども、土のうというのは1回使うともう再利用はできないのでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 西丸消防長。

○消防長（西丸強君） その使った場所によると思います。きれいな水が流れていれば土のうの中には砂が入ってますので、それが汚れることはないので使えますが、袋自体は1年もたずに破れると思います。

汚いものにつきましては、中に結構匂いもつきますので再利用も難しいかと思います。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） そのように一度使っても多分使わないだろうというのは、順次回収していくのか自分たちでするのか、その辺はどうなっているのでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 西丸消防長。

○消防長（西丸強君） 基本的には設置されたのお宅で処理してもらおうと。砂ですので、普通に畑にまいても。それでなければ、ただ高齢の方は言ってもらえれば、それは戸別ごとに対応したいというふうに思っております。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） わかりました。

あと今、砂が入っている土のうではなくて水を吸って大きくなるような土のうというものもあると思うのですけれども、砂が入っているのを例えば、今、土のうが備蓄されているのは消防本部、神威分団とか、中学校、小学校、あと市役所とかと伺ったのですが、避難所になっているところにそういったタイプのものが備えつけてあると、その町内にいる高齢の方とか、女の方でもそれを運んで水の流れているところにポンと置いて、パーと膨らむというようなことにもなるのかなと思うのですけれども、こういった給水タイプの備蓄というのも考えていかなければならないのかなと思うのですが、いかがお考えでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 西丸消防長。

○消防長（西丸強君） そういうものは確かに備えていかなければならないと思いますが、消防は備蓄という形ではございません。あくまでも消防のものは災害に使うもので備

蓄とは別と考えてますので、その辺は市防災担当のほうでお答えすると思います。

○議長（川野敏夫君） 渡部総務課長。

○総務課長（渡部一幸君） まず、基本的にその土のうの必要性ということでございますが、やはりこの部分自分の家を守るという部分になりますと、やはり自助共助という部分になっていきますので、まずはいつも常時そういうことが多いということであれば、やはり自分の家を守るという視点からすれば、そちらのほうで用意をしていただきたいというふうなこちらのほうの希望でございます。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） あと昨日の答弁の中で、水用のポリ袋もあります。そのほかにペットボトルにもう既に水が入っていたものも幾らか備えていきたいというような御答弁もありました。

各避難所にも、例えば水ですとか、本当に悪くならないもの、今言った給水タイプの土のうですとか、そういったものも備えつけておく今回のように途中で歌志内の真ん中で道が寸断されても、端から端で何とか対応できるような態勢が整うのかなと思うのですが、その避難所に何かを土のうですとか水ですとか、そういったものを置くようなお考えについてはいかがでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 渡部総務課長。

○総務課長（渡部一幸君） この辺もきのう御答弁したように、備蓄品を置いておく場所がやはり課題になってございます。それで、今置けてます小学校、中学校というのは空き教室をお借りしまして、そこに大量に置けるという部分がございますので、そういったところをお借りして、そういったところについては中核的な避難所というふうになっておりますので、例えば小学校、中学校で端々、市役所ですと真ん中というような、分散型の備蓄と申しましょうか、そういうことを現在のある施設の中で考えられるものでやってございます。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） わかりました。

次に、文珠第3地区の方が町内会館に避難されたということで、やはり避難する方の安全を第一に考えてとられたということは、よく理解できました。

ただ、山のほうからどンドン水が流れてきて道路が川のようになって、とても怖かった。でも1人で家にいるよりは何人かで町内会館にいたので、とても心強かったとおっしゃっていました。また、日中は市役所の方がきちんとサポートしてくれたりですとか、血圧測定などもしてもらって、食事の面でもサポートしてもらって大変ありがたかったというお話もおっしゃっていました。

ただ、やはりここにおいて山が崩れたらどうしようかという一瞬やっぱり脳裏をよぎったという声もあったので、不安の中でも少しでも安心で過ごせるような環境づくりを、今後このような災害は二度と来てほしくはないのですが、もしまた仮にこのようなことがあったときには、今回のことを踏まえて対応していただきたいなと思います。

次、合同運動会こちらのほうなのですけれども、昨年の第2回定例会でも、このことについては質問をさせていただいたのですが、トイレを使うときに外から体育館側のトイレに入るときに靴を脱ぐのですよね。それがとても入口で渋滞というか、出る人と入る人でごちゃごちゃになってすごい不便で、立ったまま靴を履くということもとても高齢の方には負担になる動作かなと思うので、今年度トイレについてはどのようなふうになったのかお聞かせください。

○議長（川野敏夫君） 虻川教育次長。

○教育次長（虻川善智君） 議員がおっしゃるとおり入口のところで履きかえる、面倒で靴が散乱しているというのは私も参加した中で把握しております。運動会で使用するトイレについては中学校施設でありますので、土足でそのまま入るというのは現在のところは難しいので御理解いただきたいと思いますが、御指摘いただいた点の改善策としまして

は、入口手前で靴を脱いだり履いたりできないかという部分も、また靴を履く際にいすなど置いたりとか、そういう方法で履けないかということも学校サイドと検討してみたいというふうに考えております。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） ぜひそのように、いすなど、何か腰かけるものがあるとスムーズに靴を履いたりできますので、それはお願いします。

あと、ことし雨のときは中学校の体育館でということになったので、理由につきましては先ほどの御答弁の中でほぼ理解いたしました。一般のスペースが狭いので一般の観客席はつくらないということなのですが、やはり自分の子供たちや孫たちが遊戯をしている姿というのは見たいのかなと思うのですよね。それで何とか工夫ができないのか、その辺はどうなのでしょう。

○議長（川野敏夫君） 虻川教育次長。

○教育次長（虻川善智君） 実行委員会の中でもその辺については話されたのですが、やはりスペース的に子供たちが入ることによって、観覧席を設けることによってやはりスペース的には非常に狭くなるということでありまして、実行委員会の中では、今回のこのような判断として方向性を出したということでございます。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） あと雨が降らないのが一番なのですけれども、もし仮に雨が降ったときに、こちらのほうに園児、児童、生徒、指導者以外の御入場は御遠慮ください。この指導者というのは学校の先生方だとか、あと大人の方の競技も若干あるとは思いますが、そういった方は入っていただけるということなのでしょう。

○議長（川野敏夫君） 虻川教育次長。

○教育次長（虻川善智君） 基本的には雨天時の種目というのは子供を中心とした種目でございますので、子供のみ運動会ということになるかと考えております。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） やはり楽しみにしている市民の方もたくさんいらっしゃいます。それで何とか遊戯だけでもちょっとしたぞけるような取り組みというのを、まだ2週間ほどありますので、何とか実行委員会の方とお話をして可能な限り遊戯だけでも見せてあげればなと思います。

あと、ことしで6回目ということで、市民の方にもかなり浸透してきている行事にはなっているのですが、中には全く参加しない方、町内会と余りかかわっていないかただとか、身体の関係で中学校まで行けないわという方もいらっしゃると思います。

例えば、競技をやっているところをDVDに撮って市民に配るということもいいのかなと。歌志内ではこんな運動会をやっているよということで、広く市民に知っていただくいい機会なのかなと思うのですが、DVDなどをつくるようなお考えはどうでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 虻川教育次長。

○教育次長（虻川善智君） 今のところ、そういう意見を初めてお聞きしましたので、あるかないかはちょっと難しい御回答になるのかと思いますので、御了解をいただきたいと思っております。

ただ、今後におきまして、そのような御意見というのもどうなのかなというのは、一考する部分もあるのかなと思っておりますので、今後において機会がありましたら検討したいというふうに思います。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） 広報に運動会の様子とかが出ると、やっぱり写真を中心に皆さんごらんになると思うのですよ。年取ってきたりとか私も老眼が進んできているので、活字を見るのはおっくうになってきて、やっぱり写真から中心に見ていくので、そういった動く映像が市民の方に知っていただいて、こんなことを歌志内ではやっているのだと。ではこの次は見にいつてみようかしらと。どんどんどんどん人と人のつながりの輪が広

がっていくような、そんなまちなっていただきたいと思いますので、DVDにとらわれず何かそういうものを考えていただきたいなというふうに思います。

これで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さんの質問を打ち切ります。

意見書案第15号から意見書案第18号まで

○議長（川野敏夫君） 日程第4 意見書案第15号から日程第7 意見書案第18号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

湯浅礼子さん。

○1番（湯浅礼子君） ー登壇ー

意見書案第15号チーム学校推進法の早期制定を求める意見書（案）、意見書案第16号「同一労働同一賃金」の実現を求める意見書（案）、意見書案第17号返済不要の「給付型奨学金」の創設及び無利子奨学金の拡充を求める意見書（案）、意見書案第18号有害鳥獣対策の推進を求める意見書（案）。

以上4件の議案について、歌志内市議会会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出いたします。

本意見書（案）につきましては、お手元に配付しております内容により、関係機関に提出するものです。内容の趣旨説明については読み上げを省略いたしますが、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたしますので、議決くださいますよう、よろしく願い申し上げます。

以上でございます。

（以下は、朗読を経ないが掲載する。）

チーム学校推進法の早期制定を求める意見書（案）

グローバル化や生産年齢人口の減少などの社会や経済の急速な変化、学校現場が抱える課題が複雑化・多様化する中、貧困問題への

対応や保護者等からの要望への対応など、学校に求められる役割が拡大し、学校や教員だけでは解決できない課題が増大しています。それに伴い、教員の勤務実態に関する国内外の調査からも、我が国における教員の長時間勤務の実態が明らかになっており、待ったなしの改革が必要です。

教員が、総合的な指導を担う日本の学校の特徴を生かしつつ、複雑化・困難化する課題に対応できる「次世代の学校」を構築していく必要があることから、下記の項目について強く要望します。

記

1. 教職員体制の整備充実を図るとともに、専門職員や専門スタッフ等が学校運営や教育活動に参画していく「チーム学校」の実現を図るため、チーム学校推進法を早期に成立をさせること。
2. 教員が担うべき業務に専念し、子どもと向き合う時間を確保するため、学校や教員が携わってきた従来の業務を不断に見直し、教員の業務の適正化を促進すること。
3. 部活動は、教員の負担軽減を図りつつ、部活動の指導を充実するため、休養日の設定を徹底した上で、地域のスポーツ指導者や引退したトップアスリート、退職教員、運動部や文化部所属の大学生等、地域の幅広い協力を得て行えるよう、環境整備を進めること。
4. 教員の長時間労働という働き方を見直し、心身ともに健康を維持できる職場づくりを推進するため、国は定期的な実態調査の実施やメンタルヘルス対策の推進を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成28年9月9日

北海道歌志内市議会

提出先

内閣総理大臣、文部科学大臣、総務大臣

（以下は、朗読を経ないが掲載する。）

「同一労働同一賃金」の実現を求め
る意見書（案）

女性や若者などの多様で柔軟な働き方を尊重しつつ一人一人の活躍の可能性を大きく広げるためには、我が国の労働者の約4割を占める非正規雇用労働者の待遇改善は待った無しの課題です。現在この非正規雇用労働者の賃金やキャリア形成などの処遇において、例えば非正規雇用労働者（パートタイム労働者）の時間当たりの賃金は正社員の6割程度と、正規と非正規の間で大きな開きがあるのが現状です。

今後急激に生産年齢人口が減少していく我が国において、多様な労働力の確保とともに個々の労働生産性の向上は喫緊の課題であり、賃金だけでなく正規非正規を問わず社員のキャリアアップに資する教育訓練プログラムの開発及び実施も含めた、雇用の形態にかかわらず均等・均衡待遇の確保が益々重要になっています。

今この時、非正規労働者の賃金の見直しやキャリアアップ、さらに正社員転換を視野に入れたワークライフバランスに資する多様な正社員のモデルケースなどの普及も含め、「同一労働同一賃金」の考えに基づく非正規労働者の待遇改善のための総合的な施策を迅速に実施出来るかどうか、私たちの地域そして我が国の将来を左右すると言っても過言ではありません。

よって、政府においては日本の雇用制度にすでにビルトインされている独自の雇用慣行や中小企業への適切な支援にも十分に留意し、非正規労働者に対する公正な処遇を確保し、その活躍の可能性を大きく広げる「同一労働同一賃金」の一日も早い実現のために下記の事項について躊躇なく取り組むことを求めます。

記

1. 不合理な待遇差を是正するためのガイドラインを早急に策定するとともに、不合理な待遇差に関する司法判断の根拠規定を整備すること。

2. 非正規雇用労働者と正規労働者との不合理な待遇差の是正並びに両者の待遇差に関する事業者の説明の義務化などについて関連法案の改正等を進めること。

3. とりわけ経営の厳しい環境にある中小企業に対して、例えば非正規労働者の昇給制度の導入等の賃金アップや処遇改善に取り組みやすくするための様々な支援のあり方についても十分に検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成28年9月9日

北海道歌志内市議会

提 出 先

内閣総理大臣、厚生労働大臣

（以下は、朗読を経ないが掲載する。）
返済不要の「給付型奨学金」の創設
及び無利子奨学金の拡充を求める意
見書（案）

現行の国の奨学金制度は、独立行政法人・日本学生支援機構を通じて学生に貸与し、その返済金を次世代の奨学金の原資とする形で運営されている。

この奨学金制度は、国立大学、私立大学とも授業料が高止まりしていることなどが背景となっており、利用者は2016年度大学生らの約4割にあたる132万人と増加傾向にある一方、非正規雇用などによって卒業後の収入が安定せず、奨学金の返済に悩む人が少なくない。

そのような中、政府は6月2日に閣議決定した「ニッポン一億総活躍プラン」において、返済不要の「給付型奨学金」の創設を検討することを盛り込んだ。

現在、OECDに加盟する34か国のうち、給付型奨学金制度がないのは日本とアイスランドだけである。

よって政府においては、納税者である国民の理解も得つつ、学生が安心して勉学に励めるよう、返済不要の「給付型奨学金」の創設や無利子奨学金の拡充など具体的な経済支援

策として、下記の事項について取り組むことを強く求める。

記

1. 学ぶ意欲のある若者が経済的理由で進学を断念することがないよう、奨学金や授業料減免などの支援を拡充するとともに、貧困の連鎖を断ち切るため、2017年度を目途に給付型奨学金を創設すること。
2. 希望するすべての学生等への無利子奨学金の貸与をめざし、「有利子から無利子へ」の流れを加速するとともに、無利子奨学金の残存適格者を直ちに解消すること。
3. 低所得世帯については、学力基準を撤廃し無利子奨学金を受けられるようにすること。
4. 返還月額が所得に連動する新所得連動返還型奨学金制度については、制度設計を着実に進め、既卒者への適用も推進すること。併せて、現下の低金利環境を踏まえ、有利子奨学金の金利を引き下げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成28年9月9日

北海道歌志内市議会

提出先

内閣総理大臣、文部科学大臣

(以下は、朗読を経ないが掲載する。)

有害鳥獣対策の推進を求める意見書

(案)

有害鳥獣については、これまで対策を講じてきているが、地球温暖化による生息環境の変化、高齢化による狩猟者数の減少などにより、有害鳥獣の数は増加し、農作物に対する被害は200億円程度で推移しています。有害鳥獣による被害により国内農業従事者が事業を継続する上において深刻な事態を招いています。また、熊などの大型動物によって人が危害を加えられる事件なども頻発しています。

財産のみならず身体・生命を守るためには、生態系に配慮しながら、有害鳥獣を一定

数駆除する必要があると考えられるものの、捕獲後の処理にかかる負担や駆除が追い付かないなど、様々な課題により、有害鳥獣の個体数削減に至っていない状況があります。

有害鳥獣対策の促進や負担軽減、処分後の利活用並びに地域資源への転化など、有害鳥獣対策の推進について、下記の項目について強く要望します。

記

1. 有害鳥獣被害を低減させるため、そして住民の生命を守るためにも、被害対策の中核となるコーディネーターを育成するとともに、必要な数の狩猟者（鳥獣被害対策実施隊）を確保するため、鳥獣被害防止特措法の改正など、さらなる措置を講ずること。
2. 侵入防止（電気）柵施設における安全を確保するため、さらなる指導を徹底すること。
3. 有害鳥獣の行動様式を的確に把握し、個体数を管理するため、ICTの積極的な活用を推進すること。
4. 国内各地域に広域で利用できる有害鳥獣向け食肉処理施設を整備すること。
5. ジビエとして積極的に活用し、「六次産業化」を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成28年9月9日

北海道歌志内市議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣、環境大臣、経済産業大臣

○議長（川野敏夫君） 意見書案第15号チーム学校推進法の早期制定を求める意見書案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませ

んか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、意見書案第15号について、起立により採決をいたします。

ただいまの意見書案に賛成する議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（川野敏夫君） 起立多数であります。

したがって、意見書案第15号は、原案のとおり可決されました。

意見書案第16号「同一労働同一賃金」の実現を求める意見書案については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、意見書案第16号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第16号は、原案のとおり可決されました。

意見書案第17号返済不要の給付型奨学金の創設及び無利子奨学金の拡充を求める意見書案については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、意見書案第17号について採決

をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第17号は、原案のとおり可決されました。

意見書案第18号有害鳥獣対策の推進を求める意見書案については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、意見書案第18号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第18号は、原案のとおり可決されました。

意見書案第19号

○議長（川野敏夫君） 日程第8 意見書案第19号JR北海道・JR四国・JR貨物に係る税制特例の恒久化等を求める意見書案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） 一登壇一

意見書案第19号JR北海道・JR四国・JR貨物に係る税制特例の恒久化等を求める意見書（案）

上記議案を歌志内市議会会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出いたします。

本意見書（案）につきましては、お手元に

配付しております内容により関係機関に提出するものです。

内容の趣旨説明については読み上げを省略いたしますが、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたしますので、議決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

(以下は、朗読を経ないが掲載する。)

J R 北海道・J R 四国・J R 貨物に係る税制特例の恒久化等を求める意見書(案)

1987年4月1日に国鉄が分割・民営化され、J R 7社が誕生した。国鉄改革は、J R 各社がそれぞれ自立経営を確保し、地域を支える鉄道を再生・発展させることを目的として実施された。そして、新幹線や都市圏の路線を有するJ R 東日本・J R 東海・J R 西日本の本州三社は、その後堅調な経営を確保し、株式上場・完全民営化を果たした。また、2015年の第189通常国会では「旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律(J R 会社法)」の改正法が成立し、2016年度中にJ R 九州の株式上場・完全民営化を果たすことが決定された。

一方で、地域のローカル線を多く抱えた大きな収益の柱がないJ R 北海道・J R 四国と、全国一元経営で国鉄時代の老朽資産を多く保有するなど構造的問題を抱えるJ R 貨物については、経営基盤が極めて脆弱である。当該三社は、積極的な営業施策や徹底した経営効率化など「経営自立計画」の達成にむけた努力を、労使をあげて積み重ねてきたが、来年4月にJ R 発足30年の節目を迎える今日もなお、経営自立を確保する目処が明確には立っていない。

J R 三島会社は、発足当初より営業赤字を前提とされ、経営安定基金の運用益や税制特例等の支援策により赤字補填を行う形で設立された。とりわけJ R 北海道・J R 四国は、少子高齢化や地方の過疎化が急速に進む中、

低金利の長期化等の影響により基金の運用益が大きく減少しながらも、各社の努力で何とか経営を維持してきたのが実態である。またJ R 貨物も、環境面での追い風はあるものの、鉄道貨物の特性を發揮できる条件が十分に整備されていない中、非常に厳しい経営状況が続いている。なお2011年からは、鉄道建設・運輸施設整備支援機構の特例業務勘定における利益余剰金を活用したJ R 三島・貨物会社への支援が実施され、更には2016年度よりJ R 北海道・J R 四国に対して安全対策面での財政的支援が追加で行われているが、厳しい経営状況であることに相違は無い。

こうした中、2017年3月末には、J R 北海道・J R 四国・J R 貨物に対する経営支援策の重要な柱である固定資産税等の減免措置の特例が適用期限切れを迎える。東日本大震災等の教訓や地方創生・観光立国・地球環境問題への対応といった観点から、地域の鉄道が果たす役割や鉄道貨物輸送の重要性が再認識される中で、当該三社の社会的な役割と、未だ完遂されていない国鉄改革の課題に鑑みれば、何よりもまず税制特例措置の適用延長は必須である。また、J R 発足30年を機に、これら支援措置の恒久化を図ったうえで、当該各社の経営自立にむけた安定的な運営と地域交通や鉄道貨物ネットワークの維持・発展にむけた道筋を明らかにすることが必要であると考えます。

以上の認識に基づき、2017年度の税制改正において、下記の事項が実施されるよう強く要望する。

記

1. J R 北海道・J R 四国・J R 貨物に対する固定資産税、都市計画税等を減免する特例措置(いわゆる「承継特例」「三島特例」等)の継続及び恒久化を図ること。
2. J R 北海道をはじめ、旅客鉄道事業各社が低炭素型車両の着実な導入を促進するための固定資産税に係る特例措置(いわゆる「新車特例」)を継続すること。

3. 自然災害の多頻度化・大規模化を踏まえ、これによって発生する鉄道施設・設備の被害からの復旧に向けた支援スキームの拡充を図ること。

4. 老朽化が進む鉄道在来線構造物の大規模改修にむけた支援スキームの拡充を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見を提出いたします。

平成28年9月9日

北海道歌志内市議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、国土交通大臣、総務大臣

○議長（川野敏夫君） 本件については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、意見書案第19号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第19号は、原案のとおり可決されました。

意見書案第20号から意見書案第21号まで

○議長（川野敏夫君） 日程第9 意見書案第20号から日程第10 意見書案第21号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 一登壇一

意見書案第20号後期高齢者医療制度にお

ける保険料軽減特例の維持・継続を求める意見書（案）、意見書案第21号沖縄での米軍属による女性遺体遺棄事件に抗議するとともに日米地位協定の見直しを求める要望意見書（案）。

以上2件の議案について、歌志内市議会会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出いたします。

本意見書（案）につきましては、お手元に配付しております内容により、関係機関に提出するものです。内容の趣旨説明については読み上げを省略いたしますが、地方自治法第99条の規定により意見を提出いたしますので、議決くださいますよう、よろしく願い申し上げます。

以上です。

（以下は、朗読を経ないが掲載する。）

後期高齢者医療制度における保険料軽減特例の維持・継続を求める意見書（案）

2008年度から実施された後期高齢者医療制度は、9年目を迎えました。この制度における保険料の軽減としては、政令本則で、均等割の2割、5割、7割軽減となっておりますが、国の特例措置として、低所得者に対する所得割の実施や、均等割の軽減を8.5割、9割に拡大してきました。加えて、後期高齢者になるまで被用者保険などの被扶養者だった人も9割軽減としてきました。2015年度の国の予算ベースでは、所得割の5割軽減で153万人、均等割の9割軽減で317万人（年金80万円以下）、8.5割軽減で274万人（年金80万円超から168万円以下）、被扶養者だった人の9割軽減で171万人が、国の特例措置の対象となります。

北海道では、2015年度で均等割9割軽減19万人1千人（全被保険者に占める割合25.7%）、8.5割軽減13万6千人（同18.3%）、被扶養者軽減5万9千人（同7.9%）で合計38万7千人が対象となっ

ており、全被保険者に占める均等割軽減は51.9%に上っています。また、所得割軽減の対象は7万3千人で9.8%を占めるに至っています。

こうした状況の中、国においては、14年6月24日の「経済財政運営と改革の基本方針（いわゆる骨太の方針）」により、後期高齢者医療の保険料軽減特例措置について段階的に見直しを進めることを決定し、15年1月13日の社会保障制度改革推進本部決定により、17年度から原則的に政令本則の2割、5割、7割に戻す予定です。

この軽減特例が廃止されれば、加入者の半数を超える約60%の均等割・所得割軽減対象者に2倍、3倍、5倍などの保険料の引き上げによる甚大な影響が及びます。

そうなれば、北海道の加入者75万7千人のうち46万人の生活を直撃し、高齢者の最大の収入源である年金の引き下げや生活必需品の値上がりなどによる生活環境のさらなる悪化が懸念されます。

このような中、去る16年7月8日に北海道議会が「後期高齢者医療制度の保険料軽減特例措置の継続等を求める意見書」を全会一致で採択したところであります。

よって、国におかれては、後期高齢者医療制度における保険料軽減特例の維持・継続をはかるよう強く求めるものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成28年9月9日

北海道歌志内市議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、内閣官房長官、社会保障・税一体改革担当大臣

（以下は、朗読を経ないが掲載する。）

沖縄での米軍属による女性遺体遺棄事件に抗議するとともに日米地位協定の見直しを求める要望意見書（案）

沖縄での元米兵による女性遺体遺棄事件で、国民、県民に大きな衝撃と不安を与え、深い悲しみと怒りの声が広がっており、米軍属による女性遺体遺棄事件に強く抗議するものです。

1995年の少女暴行事件により、米軍内の綱紀粛正の強化や再発防止に向けた対策が強く求められてきましたが、米軍属による犯罪や事件が続いています。

今回の遺体遺棄事件は犯人逮捕に至ったものの、関係する証拠等が明らかにされず、事件解明の障害になっていることが報道され、日米地位協定の改定を求める世論が高まっているのが現状です。

よって、女性遺体遺棄事件に抗議するとともに、国においては、米軍属が起こす事件等においても対等に扱われるよう、米国に対し日米地位協定の見直しを求めることを強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成28年9月9日

北海道歌志内市議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、沖縄及び北方対策担当大臣

○議長（川野敏夫君） 意見書案第20号後期高齢者医療制度における保険料軽減特例の維持・継続を求める意見書（案）については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、意見書案第20号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第20号は、原案のとおり可決されました。

意見書案第21号沖縄での米軍属による女性遺体遺棄事件に抗議するとともに日米地位協定の見直しを求める要望意見書（案）については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、意見書案第21号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第21号は、原案のとおり可決されました。

意見書案第22号から意見書案第23号まで

○議長（川野敏夫君） 日程第11 意見書案第22号から日程第12 意見書案第23号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） ー登壇ー

意見書案第22号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）、意見書案第23号特別支援学校の「設置基準」策定を求める意見書（案）。

以上2件の議案について、歌志内市議会会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出いたします。

本意見書（案）につきましては、お手元に

配付しております内容により、関係機関に提出するものです。内容の趣旨説明については読み上げを省略いたしますが、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたしますので、議決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

（以下は、朗読を経ないが掲載する。）

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）

本道の森林は全国の森林面積の約4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、「植えて育てて、伐って使って、また植える」といった森林資源の循環利用を進める必要がある。

また、森林の整備を進め、木材を積極的に利用して林業・木材産業の成長産業化を図ることは、山村地域を中心とする雇用・所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものである。

このような中、道では、森林の公益的機能の維持増進や森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業及び治山事業や次世代林業基盤づくり交付金等を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備など、さまざまな取り組みを進めてきたところである。

今後、人工林資源が本格的な利用期を迎える中、こうした取り組みをさらに加速し、地域の特性に応じた森林の整備・保全を着実に進めるとともに、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化を実現するための施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記

1. 「森林環境税（仮称）」等を早期に創設

し、森林の整備や木質バイオマスの有効利用など、森林吸収源対策を推進すること。

2. 森林の多面的機能を持続的に発揮し、林業・木材産業の振興と山村における雇用の安定化を図るため、森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保すること。

3. 森林資源の循環利用を通じて林業・木材産業の成長産業化を実現するため、地域の実情を十分に踏まえ、森林整備から木材の加工・流通、利用までの一体的な取り組みに対する支援措置を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成28年9月9日

北海道歌志内市議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣

(以下は、朗読を経ないが掲載する。)

特別支援学校の「設置基準」策定を
求める意見書(案)

全国的に特別支援学校の児童・生徒数の増加がすすみ、在籍者数はこの10年間で3万6000人増えています(2015年文科省調査)。この背景には、特別支援学級や特別支援学校における教育への国民的な理解がすすみ、「一人ひとりに見合った丁寧な教育をしてほしい」という保護者等の願いが広がっていることがあります。一方学校建設はほとんどすすまず、150人規模の学校に400人以上の児童・生徒が押し込まれるなど、子どもたちの学ぶ権利を奪うばかりか、いのちと健康をも脅かしています。

普通教室確保のために、一つの教室を薄いカーテン1枚で仕切って使うことなどが常態化し、隣のクラスの先生や子どもの声も筒抜けになり、落ち着いた授業にはなりません。図書室や作業室、個別指導の部屋などの指導

上必要な特別教室が普通教室に転用され、医療的ケアが必要な子どもと動き回る子どもが同じ空間で過ごさざるをえない状況も生まれています。トイレの数さえ足りなくなり、待ち切れなくて失敗する子もあり、子どもの自尊心を傷つけています。

全国で不足している教室が、普通教室だけで3622教室(2015年)にのぼることが文科省調査で明らかになっています。

こういった事態の根幹にあるのが、幼稚園から小中学校、高校、大学、専門学校まですべてにある「設置基準」が特別支援学校だけにあることです。「設置基準」というのは、「学校を設置するのに必要な最低の基準」であり、設置者はこの基準の「向上を図ることに務めなければならない」とされています。小学校の「設置基準」では、12～18学級が「標準とする」とされ、それ以上は「過大校」という扱いになり、新たな学校建設や増設が検討されます。ところが、特別支援学校では80学級を超える学校があっても、普通教室をカーテンで仕切ったり、特別教室をつぶして普通教室に転用するなど、子どもと教職員に負担を強いるだけで、学校の新增設は進んでいません。

よって、歌志内市議会は、国及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要請します。

「特別支援学校の設置基準」を策定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成28年9月9日

北海道歌志内市議会

提出先

文部科学大臣

○議長(川野敏夫君) 意見書案第22号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書案については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、意見書案第22号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第22号は、原案のとおり可決されました。

意見書案第23号特別支援学校の「設置基準」策定を求める意見書案については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、意見書案第23号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第23号は、原案のとおり可決されました。

閉会中の継続審査の申し出について

○議長（川野敏夫君） 日程第13 閉会中の継続審査の申し出についてであります。

各委員長より、委員会において審査中の事件について、会議規則第106条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

閉 会 宣 告

○議長（川野敏夫君） これで、本日の日程は全部終わりました。

以上をもって、今期定例会の会議に付議された事件は全て議了いたしました。

これをもちまして、平成28年歌志内市議会第3回定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

（午後0時09分 閉会）

上記会議の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、
ここに署名する。

歌志内市議会議長 川 野 敏 夫

署名議員 湯 浅 礼 子

署名議員 女 鹿 聡